

# 上戸塚町会会則

平成30年5月19日 改定

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、上戸塚町会という。

(区 域)

第2条 この会は、別表1に定める区域に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を上戸塚町会会館に置く。

## 第2章 目 的

(目 的)

第4条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、町会会館の管理運営等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉及び厚生に関すること。
- (5) 町会会館の管理運営に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 会 員

(会 員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

- 2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、特別会員及び賛助会員になることができる。

(会 費)

第7条 この会の会費は、1世帯年額3,600円とし、1か月300円とする。但し、分納を認める納期を4月・8月・12月とし、それぞれ月初めに納入する。

- 2 特別会員及び賛助会員の会費は、年額12,000円とし、年度初めに納入しなければならない。

(入 会)

第8条 会員になろうとする者は、組長・班長を通じ、町会長に申し出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、組長・班長を通じ、町会長に申し出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) この会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納し、かつ催促に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役 員

(役員構成)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- |                 |     |       |             |
|-----------------|-----|-------|-------------|
| (1) 町 会 長 (代表者) | 1 名 |       |             |
| (2) 副 町 会 長     | 7 名 |       |             |
| (3) 会 計         | 2 名 | ・ 副会計 | 1 名         |
| (4) 管 理 会 計     | 1 名 |       |             |
| (5) 監 事 (会計監査)  | 2 名 |       |             |
| (6) 班 長         | 各班  | 1 名   | ・ 副班長 各班若干名 |
| (7) 総 務 部       | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 2 名   |
| (8) 広 報 部       | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 2 名   |
| (9) 自主防災部       | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 若干名   |
| (10) 衛 生 部      | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 2 名   |
| (11) 体 育 部      | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 若干名   |
| (12) 防 犯 部      | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 若干名   |
| (13) 交通安全       | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 2 名   |
| (14) 厚生福祉部      | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 4 名   |
| (15) 婦 人 部      | 部長  | 1 名   | ・ 副部長 若干名   |
| (16) 子ども会       | 会長  | 1 名   | ・ 副会長 若干名   |

2 この会に、顧問・相談役 若干名を置くことができる。

(役員選出)

第12条 町会長は、役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選出する。

2 役員選考委員会は、役員任期満了前に町会長が設置するものとし、その設置については別に定める。

3 副町会長、会計及び管理会計は、町会長の推薦により、役員選任委員会において決定し、総会において承認を得る。

- 4 各部の部長等は、各々の部の推薦により決定し、総会において承認を得る。
- 5 班長及び副班長は、班員の推薦により、町会長が委嘱する。
- 6 顧問・相談役は町会長が委嘱する。
- 7 監事は、町会長の推薦により、総会に諮り決定する。

#### (役員職務)

第13条 町会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副町会長は、町会長を補佐し、町会長に事故があるとき、又は町会長が欠けたときは、あらかじめ町会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 4 管理会計は、会館使用規定に基づく備品等の管理及び町会会館等の使用順を管理する。
- 5 各専門部長は、各々の部門を総括し、運営に当たる。
- 6 班長は、その班内を総括し、会務諸般の事項を処理する。
- 7 広報係は、総会終了月まで現広報係が各会員に配布する。
- 8 顧問・相談役は、この会の運営に関する町会長の諮問を受け、これに対して答申する。
- 9 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

#### (役員任期)

第14条 この会の役員任期は、原則とし1期2年とし、2期4年を限度とする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第12条の例により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、引き続き会員である場合に限り、後任者が就任するまでの間、その職務を行なわなければならない。

### 第5章 会 議

#### (会議の種類)

第15条 この会の会議は、総会、定例役員会議及び幹部会議とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (会議の構成)

第16条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 定例役員会議は、町会長、副町会長、会計、各部長をもって構成する。但し、その他の役員も必要に応じて町会長が招集することができる。
- 3 幹部会議は、町会長、副町会長、会計及び総務部長をもって構成する。

#### (会議の権能)

第17条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。

- (4) 役員を選出に關すること。
  - (5) その他この会の運営に係る重要事項に關すること
- 2 定例役員會議及び幹部會議は、次の事項を決議する。
- (1) 会の運営に關すること。
  - (2) 事業の執行に關すること。
  - (3) その他必要な事項。

(通常總會)

第18条 通常總會は、毎年度1回開催する。

(臨時總會)

第19条 臨時總會は、役員會が必要と認めたとき、又は會員の3分の1以上若しくは監事から會議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(定例役員會議及び幹部會議)

第20条 定例役員會議及び幹部會議は、町會長が必要と認めたとき、又は役員在数の3分の1以上から會議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(會議の招集)

第21条 總會、定例役員會議及び幹部會議は町會長が招集する。

- 2 町會長は、第19条の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時總會を招集しなければならない。
- 3 町會長は、前条の規定による請求があつたときは、その日から7日以内に役員會を招集しなければならない。
- 4 町會長は、總會又は定例役員會議及び幹部會議を招集するときは、會員又は役員に対し、會議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。但し、定例役員會議及び幹部會議については、町會長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議 長)

第22条 總會の議長は、町會長がこれに当たる。

- 2 定例役員會議及び幹部會議の議長は、町會長がこれに当たる。

(定 足 数)

第23条 會議は、總會において總會員、定例役員會議及び幹部會議において役員現在数のそれぞれ3分の1以上の出席がなければ開會することができない。

(議 決)

第24条 總會の議事は、この會則に特別の定めがある場合を除くほか、出席會員の過半数をもって決する。

- 2 定例役員会議及び幹部会議の議事は、出席役員の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 会員又は役員の現在数
  - (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名（書面表決者を含む。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別表2に掲げる資産

(資産の管理)

第28条 資産は、町会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

- 2 別表2に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は資産をもって支弁する。

(表彰と慶弔等)

第30条 町会功労者の表彰と会員の慶弔、被害者には見舞金を贈ることができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第32条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第33条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第34条 この会則は、総会において出席者の2分の1以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第35条 この会が総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに在する残余財産の処分は、総会の議決を得て定める。

## 第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第36条 この会は、事務所に次の各号の掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 会議議事録
- (6) 役員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細 則)

第37条 定例役員会議は、この会則を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。定例役員会議は、細則を定めたときは、次の総会において報告し承認を得なければならない。

(保 険)

第38条 この会は、会員が町会事業に参加する際の保険を負担する。

## 附則

### (施行期日)

1 この会則は、平成30年5月19日から施行する。

### (旧会則の廃止)

2 旧会則（平成29年5月20日施行）は、廃止する。

### (経過措置)

3 この会則の施行に伴う経過措置については、役員会の議事を得て別に定める。

### (履 歴)

制定	昭和59年7月8日
改訂	平成21年5月23日
改訂	平成23年5月28日
改訂	平成24年4月1日
改訂	平成26年5月17日
改訂	平成28年5月21日
改訂	平成29年5月20日
改訂	平成30年5月19日

## 別表1

川口市 東川口1丁目1番  
東川口2丁目1番～22番  
東川口3丁目一部  
戸塚東1丁目全域  
戸塚東2丁目全域  
戸塚東3丁目1番、12番～17番、31番～34番  
戸塚1丁目1番～16番  
戸塚2丁目全域  
戸塚3丁目1番～17番、20番～35番  
戸塚4丁目1番～3番、9番～26番  
北原台1丁目一部

## 別表2

財産目録 (P. 5 参照)

# 表彰及び慶弔規定

平成24年4月1日 改定

この規定は上戸塚町会会則第6章雑則30条に基づき細則として規定する。

1. 町会長及び功労者退任の際は、感謝状及び記念品を贈り感謝の意を表す。
2. 慶弔の範囲と基準は、次のとおりとする。
  - (1) 会員世帯の死亡の時 5,000 円
  - (2) 役員の死亡の時 10,000 円
  - (3) 町会功労者の死亡の時、役員に準ずる。
  - (4) 役員の疾病の時、見舞金を贈ることができる。
  - (5) その他については、役員会において決定する。



# 上戸塚町会会館使用規定

平成23年3月1日制定

平成26年4月1日改訂

この規定は上戸塚町会会則第8章雑則37条に基づき細則として規定する。

(趣旨)

第1条 この規定は、上戸塚町会会館（以下会館という）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(会館使用の目的)

第2条 会館は、上戸塚町会会員相互の親睦及び福祉の増進と文化の向上を図ることを目的とする会議及び会合、行事その他の公共的行事に使用するものとする。

(使用者の範囲)

第3条 会館を使用できる者は、別表1に掲げるとおりとする。

無料で使用を希望される方のうち(5)項を適用する場合には所定の申請書に必要事項を記入のうえ町会長に申請し承認を受ける。

(会館管理取扱者)

第4条 会館管理取扱者（以下「管理会計」と言う）は、総務部長とし、次に掲げることを行なう

- (1) 会館使用の受付
- (2) 会館の鍵の保管
- (3) 使用料の徴収

(会館の使用時間)

第5条 会館の使用時間は、原則として午前8時から午後9時までとする。

(会館使用の予約)

第6条 会館を使用とするときは、使用者は管理会計に原則として、使用する2週間前までに、使用目的、使用時刻、使用人数等を明示して予約を行なう。

(所定の用紙を使用)

会館使用の順位は、原則として受付順とする。但し町会運営について、緊急な処置を要するために使用しなければならないときは、町会運営についての使用を優先する。

(会館の使用料)

第7条 会館及び備品・什器等の使用料を別表2に定める。

(損害弁償)

第8条 使用者は、故意又は過失により生じた施設、設備及び備品の損傷又は滅失等があったときは、これを修理し、又はその損害を弁償しなければならない。

(規律)

第9条 使用者は、会館の使用にあたり管理会計の指示に従うと共に次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気等の取扱に注意し、使用後は点検を行なうこと。
- (2) 環境衛生の保持に努め、生ごみ等の不用物は持ち帰ること。
- (3) 建物及び付属施設の保全に努め、使用後は清掃を行なうこと。
- (4) 風紀を乱し、又は近隣の居住者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 泥酔、放火、高吟、暴行等他の迷惑となる行為をしないこと。

(禁止行為)

第10条 管理会計は、使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用の取り消し、及び使用中であっても退去させることができる。

- (1) 公共の秩序を乱し、善良な風俗を損なうおそれがあるもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 使用目的に偽りがあるもの
- (5) その他この規定に反するもの
- (6) ペット類持ち込み禁止（盲導犬・介助犬を除く）
- (7) 建物内は禁煙

(運営委員会)

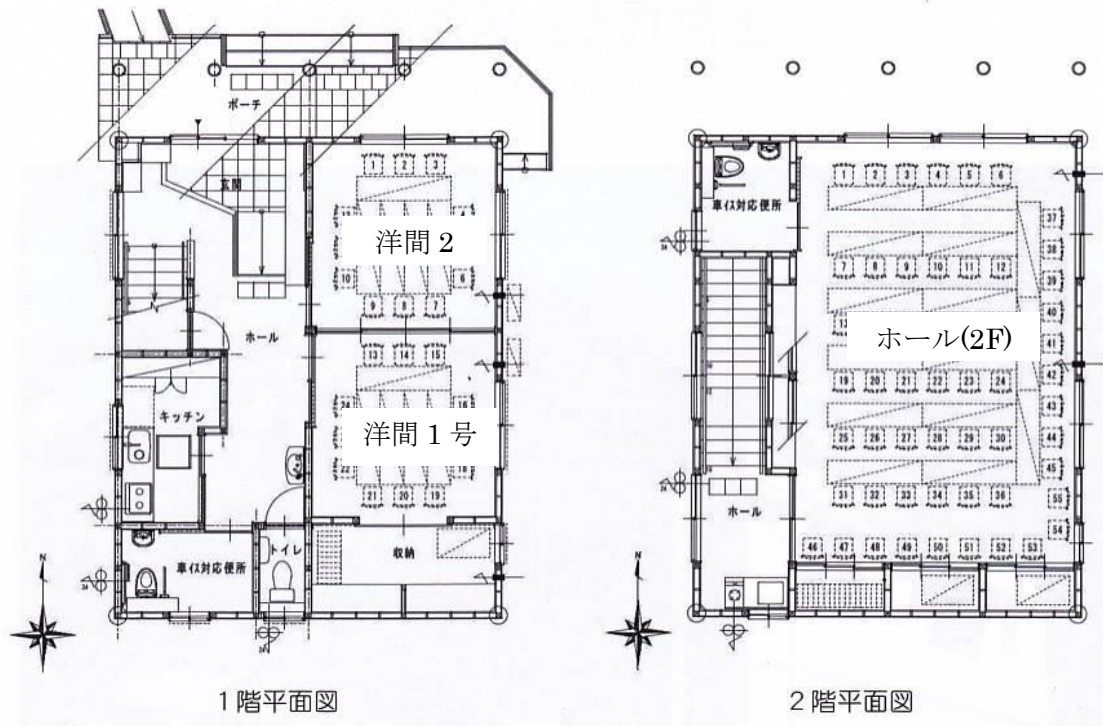
第11条 会館運営の円滑化を図るため、町会長、副町会長、会計、各部長及び広報委員で構成する運営委員会を置く。

(雑 則)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が協議して決める。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。



上戸塚町会会館 川口市戸塚3丁目11-4

敷地面積 198.51 m<sup>2</sup> (60.04 坪)

1階床面積 66.24 m<sup>2</sup>

2階床面積 66.24 m<sup>2</sup>

合計床面積 132.48 m<sup>2</sup> (40.07 坪)

建築完成 H23年3月31日

バリアフリー条例・車椅子対応便所

設 計 (株)近藤企画設計工房

施 工 (株)アイカワ

## 上戸塚町会 会館備品等使用料金一覧表

別表1 (第3条関係)

会館等	区分	無料で使用できる場合	有料で使用できる場合
ホール		(1) 幹部会議で使用するとき	左記以外で使用するとき
		(2) 定例役員会議で使用するとき	
洋間		(3) 部、班、子供育成会の会議	
		(4) 町会の事業で使用するとき	
備品		(5) その他町会長が特別に認めたとき※	

※ 班長(副町会長)の承認を得て申請願います。

別表2 (第7条関係)

会館	使用料	午前 (8時～12時)	午後 (1時～5時)	夜間 (5時～9時)
ホール(2F)	27 畳(5.4×8.1m)	2,000 円	2,000 円	2,000 円
洋間1(1F)	8 畳(3.6×3.6m)	1,000 円	1,000 円	1,000 円
洋間 2(1F)	8 畳(3.6×3.6m)	1,000 円	1,000 円	1,000 円

備品・什器(貸し出しの場合、原則として町会会員のみ)

テーブル	1台	100 円
テント	1基	1,000 円
その他の備品・什器	1回	500 円